

令和5年度「粗大ごみ」・「小型家電」収集計画表

粗大ごみの収集につきまして、下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

当日は「使用済小型家電」の収集も行いますので、内容をご覧のうえ会場へお持ちいただきますようお願いいたします。粗大ごみは有料、使用済小型家電は無料となっておりますが、詳細は別表をご覧ください。

※12月17日(日)はコミュニティセンターにおいて収集いたしますのでご利用ください。

令和5年10月～令和5年12月の間			
部 落	収 集 場 所	収 集 日	時 間
奥野川	奥野川住民センター	10月11日(水)	午前9:30～11:00
蕨 生	谷口組集会所	10月18日(水)	午前9:30～11:00
吉 野	吉野生交流促進センター	10月25日(水)	午前9:30～11:00
目 黒	基幹集落センター	11月1日(水)	午前9:30～11:00
上家地	上家地集会所	11月8日(水)	午前9:30～11:00
富 岡	富岡集会所	11月22日(水)	午前9:30～11:00
豊岡前	豊岡前公民館	11月29日(水)	午前9:30～11:00
豊岡後	豊岡後集会所	12月6日(水)	午前9:30～11:00
延野々	延野々集会所	12月13日(水)	午前9:30～11:00
松 丸	コミュニティセンター	12月17日(日)	午前9:30～12:00

※ お住まいの部落以外での収集も受付いたします。

※ 天候等の都合で、収集日の変更があるときは町内放送でお知らせします。

1 粗大ごみの収集（有料）

粗大ごみにつきましては、下記のとおり手数料が必要です。

粗大ごみ収集品目及び手数料

処理手数料	品目
500円	・自転車（小）・子供三輪車・ベビーカー・一輪車・レンジフード・米びつ・ヘルスマーター（機械式）・ミシン（台なし・機械式）・ドラム缶 ・傘立て・ゴルフバック・イス・はしご（小） ・その他類似する大きさの物
1,000円	・自転車・リヤカー・タンス（標準）・コンロ（2口）・ミシン（台付き・機械式）・洗面台・はしご（大）・編み機（機械式） ・その他類似する大きさの物
1,500円	・マッサージ機（大）・ソファ・本棚（大）・タンス（中）・ベッド（普通） ・その他類似する大きさの物
2,000円	・オルガン（エレクトーン等含む）・タンス（大）・ベッド（大） ・流し台・風呂釜・太陽熱温水器・小型簡易ボイラー ・その他類似する大きさの物

※ミシンや編み機、時計等は電動式であれば小型家電となります。

2 使用済小型家電の収集（無料）・・・事業用・産業用機器は対象外です

古くなったり、壊れたりした小型家電の再資源化を目的とした「小型家電リサイクル法」（使用済小型電子記機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行されました。

つきましては、これまで実施してきた粗大ごみ収集の際に、併せて使用済小型家電の収集を行いますので、ご家庭で使用を終えた小型家電をお持ちください。

※小型家電の具体的な品目については、裏面をご覧ください。

※家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・プラズマテレビ・液晶テレビ・衣類乾燥機等）と、農機具類・タイヤ・エンジンのついた物は町では収集出来ません。

※独居老人及び、70歳以上の老人世帯で搬出できない世帯につきましては、事前に建設環境課までご相談ください。

（家の中からの持ち出しはお断りをする場合があります）

◎対象となる小型家電の品目（例）

※いずれも一般消費者が通常生活に使用している家庭用のものに限ります。事業で使用・回収したもの(事業用)、産業用機器は対象外となります。

- 1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 2 携帯電話端末及びPHS 端末その他の無線通信機械器具
- 3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（家電リサイクル法の対象となるテレビは除く）
- 4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具
- 5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 6 パーソナルコンピュータ
- 7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 8 プリンターその他の印刷装置
- 9 ディスプレイその他の表示装置
- 10 電子書籍端末
- 11 電動ミシン
- 12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 14 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 16 フィルムカメラ
- 17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（家電リサイクル法の対象となる冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
- 18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（家電リサイクル法の対象となるエアコンを除く。）
- 19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（家電リサイクル法の対象となる洗濯機・乾燥機を除く。）
- 20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 22 電気マッサージ器（大型ソファータイプを除く）
- 23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

- 25 蛍光灯器具その他の電気照明器具（蛍光管は対象外ですので、取り外して不燃物の日に蛍光管のみで出してください）
- 26 電子時計及び電気時計
- 27 電子楽器及び電気楽器（エレクトーン等大型は除く）
- 28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
- 29 上記に挙げた機器の附属品（リモコン、キーボードユニット、マウス、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器（健康機器、美容機器、カメラ等の充電器）、地上デジタルチューナ、CS デジタルチューナ、その他チューナ、ケーブルテレビ用 STB、ゲーム用コントローラ）
- 30 その他電気を利用して使用する機器

※**機器内の乾電池は取り除いてください。**（乾電池は不燃物の日に別に出してください。）
また、**灯油等の燃料は抜き取っておいてください。**

◎使用済小型家電の「回収ボックス」について（常設）

町内3箇所に使用済小型家電の「回収ボックス」を常設しておりますので、こちらもご利用ください。（施設の開館時間内）

【設置箇所】

- ・松野町コミュニティセンター
- ・吉野生支所・吉野生交流促進センター
- ・目黒基幹集落センター

・対象となるのは、ボックスの投入口に入るサイズ（25cm×15cm程度）の大きさの品物に限ります。

・ボックスに入らない大きなサイズのものについては、今回の粗大ごみ回収時にお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

粗大ごみ・小型家電の回収は年2回（前期：5月～7月、後期 10月～12月）実施しております。

※ 問い合わせ先

松野町役場 建設環境課 電話 【42-1115】